

六国史時代の天文観察地点同定の根拠

◎推古 36 年 3 月 戊申 (2 日) : ユリウス暦 628 年 4 月 10 日 / 飛鳥

- ・位置 : 飛鳥寺
- ・緯度・経度計測地点 : 飛鳥寺・塔跡
- ・根拠

『日本書紀』齊明六年 (660) 五月条に「皇太子 (中大兄)、初めて漏剋を造る」という記事が見え、この漏剋の所在は飛鳥の水落遺跡と推定されている。漏剋の上層に「天文台」が併置されていたとみる学説を参照すると、齊明天皇時代の天文観察候補地は水落遺跡が有力となる。しかし、発掘調査報告によれば、水落遺跡の推定楼閣状遺構の存続期間は飛鳥Ⅱ期後半 (7 世紀第 3 四半期 : 650~675 年の間) のうちやや早い時期に限られ、建物は造営後短期間で取り壊されたと指摘されている。『日本書紀』天智十年 (671) 四月辛卯条には、天智天皇が近江・大津宮の「新台に漏剋を置く」とあり、また「この (大津宮の) 漏剋は、天皇が皇太子の時、始めて親ら製造したものである」と記されており、水落遺跡所在の漏剋は大津宮の「新台」に移設されたと考えられる。この文献上の所見は発掘調査の成果と整合しているので、水落遺跡の楼閣状遺構の存続期間は、660 年~671 年の間、と推定される。

つまり、文献史料・考古学的調査双方によって、660 年以前にも天文観察が行われていたとするならば、それは水落遺跡とは別の候補地を想定しなければならないことが示されている。しかし、天文観測が当該期に行われていたのかについても明確ではなく、その意味でも同定はかなり難しい。ただ推古期に日食等の天文に関与した人物の居地に焦点を絞ると、候補とすべき位置の手がかりが得られる。

推古十年 (602) 十月に百済から来日した学僧・観勒は、天文地理書・暦本・遁甲方術書を日本に伝えたとされるが、推古三十二年四月に僧尼の統括を委ねられたとされる (『日本書紀』・『上宮聖徳法王帝説])。飛鳥池遺跡北地区から「観勒」の名を記した 7 世紀後半の木簡が出土していることから、吉川真司氏は観勒が飛鳥寺に止住した可能性が高いと指摘している。また、細井浩志氏も律令国家以前の天体観を総合的に論じた論稿のなかで、推古天皇時代の天文と観勒の関係に注目されている。

以上の論拠から、推古三十六年時における観測?・天文調査・研究の拠点として観勒の止住が推定される飛鳥寺が候補地として挙げられる。緯度・経度計測ポイントは、とりあえず飛鳥寺跡・塔付近に設定した。

◎天武四年~持統八年 : ユリウス暦 675 年~694 年 / 飛鳥

- ・位置 : 飛鳥池遺跡北地区
- ・緯度・経度計測地点 : 飛鳥池遺跡北地区
- ・根拠

天智朝に漏剋が設置された大津宮の「新台」(「浜台」ともみえる) は、壬申の乱による大

津宮の滅亡により消滅した可能性がある。このことは、改めて飛鳥の浄御原宮に遷宮した天武天皇が、天武四年（675）1月、「始めて占星台を興した」とする記事があることから窺われる（『日本書紀』）。また、当該記事では「始めて興す」と記されていることから、天武四年の「占星台」は水落遺跡や大津宮の漏剋・「台」ではなく、飛鳥浄御原宮と飛鳥京の造営に伴い、新たな場所で造築されたことを示唆している。この文献上の所見は、上述した水落遺跡の楼閣状遺構の存続期間と適合するように思われる。とすれば、天武の「占星台」の所在地は考古学的には確認されていないことになるので、その所在地の同定は未解明の課題となる。

文献的な手がかりとしては、『日本書紀』天武四年正月朔日条にみえる「大学寮諸学生・陰陽寮・外菟寮および舎衛女・墮羅女・百済王善光・新羅仕丁等が薬と珍異等の物を進上した」という記事が注目される。陰陽寮が初見する天武四年は、まさに「占星台」が設置された同年であり、「陰陽寮」の用語が律令の知識に基づく文飾であったとしても、それに類する組織がこの時期に置かれていた可能性は高い。なお、天武紀には「陰陽師」の記事も散見している（『日本書紀』天武十三年二月庚辰条・朱鳥元年正月甲寅条・六月庚午条）。

それに関して、考古学的には、上述した「観勒」名を記した飛鳥池遺跡北地区出土955号木簡が注目される。

観勒□

大夫

131×63×10 065 型式

当該木簡は、飛鳥池遺跡北地区の土坑（SK10）から出土したもので、同土坑中から共伴した「粒評石見里」の表記をもつ木簡の年代推定から七世紀末の年代が与えられている（『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』十三）。

また同じ土坑から出土した958号木簡も注目に値する（『飛鳥藤原京木簡』1-958）。

血忌□□□

(153)×(16)×1 081 型式

「血忌」は一切の血を忌む日を表す暦注のひとつで、石神遺跡出土・持統三年（六八九）具注暦木簡（『藤原木簡概報十七』一五二号）との関係が考えられており（奈文献「木簡庫」）、955号木簡と同時期のものと推定される。

これらの「観勒」と暦注に関連する木簡が出土した飛鳥池遺跡北地区は、飛鳥寺の南面大垣に並行して走る道路までの南北約70m、東西約50mの空間を占め、掘立柱塀に区画された内部に二期の石敷井戸、石組方形池、溝・排水路、掘立柱建物群が存在し、約八千点の木簡が出土しており、それらの内容から飛鳥寺や渡来系氏族（船氏）の道昭が建設した飛鳥寺東南禅院との密接な関係が推定されている。なお、持統天皇時代には、「陰陽博士」に任じられた百済系の渡来僧として法蔵の名が『日本書紀』に見えることも参考になる（天武十四年十月庚辰条・十一月丙寅条・持統六年二月丁未条）。

飛鳥池遺跡北地区において天文関連遺構は確認されていないが、観勒や暦注に関わる百

済系の僧侶が止住していた場所（禅院）が存在していた可能性が高く、とりあえずこの地点を天武～持統期の観測・天文調査・研究の拠点＝「陰陽寮」的組織と「占星台」の所在候補地の一つとして考えてみたい。

◎持統八年～和銅三年：ユリウス暦 694 年～710 年／藤原宮

- ・位置：藤原宮北面中門地区
- ・緯度・経度計測地点：藤原宮大極殿院外郭東隣付近
- ・根拠

藤原宮時代に制定された大宝職員令 9 陰陽寮条の本文には、陰陽頭の職掌規定（「天文・暦数・・」）があり、また「陰陽師」の語が令文中に存在していたことが確かめられる（『令集解』職員令陰陽寮条古記）。この事実から、官司としての陰陽寮が藤原宮時代に設置されていたことは間違いない。藤原宮内に陰陽寮の遺構は確認されていないが、次の出土木簡が注目される（『藤原宮木簡』1-11）。

- ・恐々受賜申大夫前筆
- ・暦作一日二赤万呂口

(121)×(24)×3 019 型式

当該木簡は筆の請求に関する文書様木簡で、「暦作」の文言から暦の勘造、頒布に要する筆についての記述で、大宝令制下の陰陽寮に関する木簡と推定されている（奈文献「木簡庫」）。その出土地点は藤原宮北面中門地区であり、陰陽寮跡地の同定には至っていないものの陰陽寮が藤原宮内に置かれていた可能性は高いといえる。飛鳥京跡出土木簡から藤原京遷都後も飛鳥宮に残った官衙が存在したことがわかっているが、陰陽寮に関しては当該木簡により宮内に所在していたと考えられる。

以上の点を根拠として、藤原京時代の天文観測・調査・研究の拠点は藤原宮内に置かれた陰陽寮であったと推定する。しかし、その明確な位置については不明である。そこで平城宮における陰陽寮の位置（大極殿院東外郭・東隣区画）を参照し、藤原宮大極殿院外郭東隣付近に緯度・経度計測のポイントを設定する。

◎和銅三年三月～延暦二年：ユリウス暦 710 年～784 年／平城宮

※天平十二年～天平十七年：恭仁宮（後述）

※天平宝字五年～天平宝字六年：保良宮（後述）

- ・位置：平城宮陰陽寮推定地
- ・緯度・経度計測地点：平城宮陰陽寮推定地
- ・根拠

平城宮第 35 次調査により、第 2 次朝堂院・大極殿の東外郭南面大垣の南側に位置する井戸周辺の小土坑（SK4453）及びその上部の堆積土から「陰陽寮」関連の木簡が多数出土している。当該木簡と出土遺構の関係から、奈文研では宮内省跡推定地に南隣する区画を「陰

陽寮推定地」として平城宮跡歴史公園整備計画に基づき遺構表示が為されている（『国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（仮称）基本計画（案）資料－2』2008年）。

平城宮時代の陰陽寮には、天文博士1名のほか、水時計の仕組みを熟知した漏刻博士2名が置かれ、守辰丁20人が漏刻を操作・計測し、鐘と鼓で時刻を告知していた（『令集解』職員令陰陽寮条）。

平城宮内に陰陽寮の官司がいつ整備されたのかは定かではないが、以上の根拠から、とりあえず遷都が行われた和銅三年三月十日（『続日本紀』）以後、平城宮時代の天文観察・調査・研究の拠点は陰陽寮推定地であったと考える。

◎天平十二年～天平十七年：ユリウス暦740年～745年／恭仁宮

- ・位置：恭仁宮
- ・緯度・経度計測地点：恭仁宮大極殿院推定外郭東隣付近
- ・根拠

天平十二年（740）九月に起こった藤原広嗣の乱を一つのきっかけに、聖武天皇は同年十月より天平十七年（745）五月までの間、平城京を離れ恭仁宮・紫香楽宮・難波宮に居を移した。このときの聖武の彷徨はこれまでの天皇の行幸とは性質を異にし、遷都事業を伴うものであった。とくに恭仁京への遷都は、平城宮の官司・官人の移転・移動を伴うという意味で、特筆すべき事業であったことを『続日本紀』の記事から窺うことができる。

聖武は、天平十二年十月に伊賀・伊勢・美濃・近江を経て十二月十五日に山背国相楽郡恭仁郷所在の恭仁宮に入った。『続日本紀』同年十二月戊午（六日）条には右大臣橘諸兄が恭仁郷で「遷都」のための「経略」を行ったこと、また十二月丁卯（十五日）条には「始めて京都を作る」とあり、聖武天皇、元正太上天皇、光明皇后が恭仁宮に前後して入ったと記されている。王権の所在は、この時点で完全に平城宮から恭仁宮に移った。翌年の天平十三年正月一日には、元日朝賀儀が恭仁宮で実施され、五位以上の官人を集めて内裏の宴が催された。

陰陽寮が平城宮から恭仁宮に移された可能性は、『続日本紀』天平十三年（741）閏三月乙丑（十五日）条の記事から推定できる。この日、聖武は詔を発し、今後、五位以上の官人が平城京に居住することを禁止し、「今日を限りに」ことごとく恭仁京に移ることを命じた。陰陽寮長官である陰陽頭の相当位階は従五位下にあたるので、少なくとも寮のトップは恭仁京に居住することが義務づけられたといえる。このことから、陰陽寮は天平十二年末～天平十三年三月の間に組織として平城宮から恭仁宮に移転した可能性が高い。

さらに、この議論を補強するうえで、『続日本紀』のなかで天平十二年（740）に日食記事が見られない点も注目される。永島朋子氏の調査（天文学史料データベース）によれば、聖武が即位した神亀元年（724）から天平十一年（739）までの間、神亀三年（725）の不在1例を除くと、16年間、連続してかならず日食記事が確認できる。つまり、天平十二年の日食記事の不在は、きわめて異例といえる。このことは、同年がまさに聖武の行幸が始まった年

であることを勘案すると、聖武の不在により平城宮において陰陽寮の日食勘奏が為されなかったものと推測できる。そして、天平十三年三月～十五年七月にかけてふたたび日食記事（ID54～56）が見えるようになるのは、陰陽寮が恭仁宮に移動したことによって、同宮において日食勘奏を再開した可能性が指摘できよう。

その後、天平十四年八月以後になると、聖武は近江の紫香樂宮に断続的に行幸を行うが、当初、同宮は「離宮」として位置付けられており、行幸が終わると恭仁宮に帰還していた。しかし、翌年天平十五年七月二十六日から十一月まで、聖武は長期間にわたって紫香樂宮に滞在し、天平十六年から天平十七年にかけては難波宮・紫香樂宮・恭仁宮に転々と居を移すようになる。その間、恭仁京・難波京いずれに遷都するか官人の論争も起こり、元正太上天皇が難波宮、聖武が紫香樂宮に滞在するなど、王権の所在の不安定な状況が続く。この間の『続日本紀』の日食記事を見ると、混乱が始まる天平十五年七月二十六日行幸直前の七月一日の日食記事（ID56）を最後に、いったん記録が途絶え、記事の復活は4年後の天平十九年（747）十月一日となっている。この「断絶」の背景として、天平十三年から4年間は陰陽寮による日食の定点観測と勘奏が恭仁宮で行われていたが、天平十五年七月二十六日以後の紫香樂宮・難波宮への聖武のたび重なる遷宮により、日食勘奏が実現できなかった可能性を指摘したい。

以上、憶測も交えたかたちになったが、陰陽寮官人の恭仁宮移転について『続日本紀』の行幸・遷宮・遷都記事と日食記事の相関から紐解いてみた。要するに天平十三年三月～十五年七月にかけての日食記事（ID54～56）は、聖武の行幸期間中、恭仁宮が都としてともかくも定まっていた時期の日食勘奏を反映した記録とみることができ、そのことから当該期間における天文観測・調査・拠点＝陰陽寮は恭仁宮にあったと推定する。ただし、宮内における陰陽寮の所在地は不明であるので、藤原宮の場合と同様に平城宮陰陽寮の所在地を参照し、とりあえず大極殿跡院推定外郭東隣付近に緯度・経度計測ポイントを設定する。

◎天平宝字五年十月～天平宝字六年五月：ユリウス暦 761～762 年／保良宮

- ・位置：保良宮
- ・緯度・経度計測地点：大津市石山国分遺跡内
- ・根拠

淳仁天皇の時代、「平城宮を改め作る」ため、天平宝字五年（761）十月から翌年五月までの間、近江国の保良宮（大津市）に都が遷された。一時的ではあるが、『続日本紀』天平宝字五年（761）十月壬戌（十一日）条に「保良に遷都す」と記されており、これは単なる行幸ではなく、明確な遷都事業であった。この点について古内絵里子氏は、「保良京が従来考えられてきた副都ではなく、淳仁朝の新たな都すなわち首都となるために造られた都であった」（古内『古代都城の形態と支配構造』同成社、2017年）と述べている。遷都前の天平宝字五年正月二十一日、諸司の史生以上に宅地の班給が行われており、保良京が新たな都として位置付けられていたことは明らかである。したがって陰陽寮官人の宅地も、この時に恭

仁京内に割り当てられた可能性があるだろう。そして、同年十月十三日、淳仁は保良宮に入り、二十八日、詔を発して「平城宮改作の間、近江国保良宮に移る」ことを宣言した。しかし天平宝字六年（七六二）五月二十三日、孝謙太上天皇と淳仁天皇は平城京に還都し、孝謙は法華寺に、淳仁は平城宮内中宮院に居することとなった。

以上の経緯から、保良京遷都期間中にあたる、ID65・天平宝字六年正月二日（ユリウス暦762年1月30日）の日食勘奏は保良宮において行われたと推定する。ただし、保良宮址は未だ発見されていない。大津市歴史博物館 HP では、市内国分二丁目に保良の地名を伝える洞神社の旧跡があること、また国分団地内に宮殿の礎石と伝える通称「へそ石」が残されていることを紹介している。しかし、「へそ石」は山麓の狭隘な谷部に位置しており、また大津市の石山国分遺跡の範囲内に保良宮が所在したとみる見解が妥当と考えられるので（山尾幸久『古代の近江』サンライズ出版、2016年）、とりあえず石山国分遺跡内に定点を設定しておきたい。なお、この地点は、保良宮と同時期に創建された「保良寺」に比定されている国昌寺の近在である。

◎延暦三年五月～延暦十三年十月；ユリウス暦784～794／長岡宮

- ・位置：長岡宮
- ・緯度・経度計測地点：長岡宮「北苑」地域（北方官衙区域）
- ・根拠

『続日本紀』によれば、延暦三年（784）五月十六日、桓武天皇は「遷都のため」に山背国乙訓郡長岡村を視察させ、六月十日には、藤原種継を造長岡宮司に任じ、長岡宮の造営工事を開始した。桓武自身は同年十一月十一日に平城宮より長岡宮に遷居した。翌延暦四年（785）五月十九日、「初めて皇都を建」て、長岡村百姓家が京戸として設定された。桓武が行幸や狩猟以外の時は基本的に長岡京に滞在しており、同京は平城京の副都ではなく首都として位置付けられていた可能性が高い（坂上康俊『日本の歴史05 律令国家の転換と「日本」』講談社、2001年）。長岡宮跡出土遺構・遺物や出土木簡からも、諸官司・官人の移動が確認できる。

陰陽寮については、「陰陽寮解」と記した木簡が長岡宮推定「北苑」から出土している点が注目される。同木簡は陰陽寮から所管官司である中務省に上申された文書様木簡の一部で、別筆で合点が記されている。本木簡の出土から長岡宮内における陰陽寮の存在が推定される。ただし、本木簡の出土だけでは陰陽寮の正確な位置は特定できない。平安宮における陰陽寮の位置（大極殿院東外郭東隣）を参考に、それとほぼ同位置に推定する考え方もあり得るが、長岡宮は宮域南部・東南部は大極殿院・朝堂院・内裏内郭で多くの部分を占められ、非常に狭隘である。その点を踏まえ、長岡宮の陰陽寮官司の位置については、とりあえず木簡が出土した「北苑」地域（北方官衙区域）に緯度・経度計測のポイントを設定しておきたい。

◎延暦十三年十月以後：ユリウス暦 794 年以後 / 平安宮陰陽寮推定地

- ・位置：平安宮陰陽寮
- ・緯度・経度計測地点：平安宮陰陽寮推定地
- ・根拠

桓武天皇は、延暦十三年（794）十月二十二日に長岡宮より平安宮に遷都し、遷都の詔を発した。平安宮の陰陽寮に漏剋や天文関係器具が設置されていたことは、さまざまな史料によって確認できる。たとえば、『日本文徳天皇実録』には、天安二年（858）二月十四日の昼、「陰陽寮の漏剋の鼓が打たないのに自然に鳴る」とあり、また『日本三代実録』貞観十七年（875）八月八日条にも同様の記録が見える。また時代が下るが、藤原宗忠の日記『中右記』には、大治二年（1127）二月十四日の平安宮の大火災の折に、陰陽寮の鐘楼が完全に消失し、渾天図と漏剋などを搬出したという陰陽頭藤原家栄の報告が記録されている。また同記録によれば、「古人の伝」として「陰陽寮鐘楼は桓武天皇の平安遷都の時に作られ、それから三百三十七年間、存続しており、その消失は大いなる嘆きである」と述べられている。さらに『枕草子』百六十一段には、長徳元年（995）のこととして、次のような記述がある。

時司などは、ただかたはらにて、鼓の音も例のには似ずぞ聞こゆるを、ゆかしがりて、わかき人々二十人ばかり、そなたにいきて、階よりたかき屋にのぼりたるを、これより見あぐれば、あるかぎり薄鈍の裳、唐衣、おなじ色の単襲、くれなゐの袴どもを着てのぼりたるは、いと天人などこそえいふまじけれど、空より降りたるにやとぞ見ゆる。おなじわかきなれど、おしあげたる人は、えまじらで、うらやましげに見あげたるも、いとをかし。

ここでは、時司（漏剋を扱う司）の鼓の音を聞くために若い人びとが「階」を使って「高き屋」に昇り、それを見上げるとあたかも空から天人が降っているように見えたことと述べられており、陰陽寮の漏剋・鐘楼に上階があり、空と一体になる印象をもたれるほどの高い建物であったことが窺われる。この記録は、平安宮の陰陽寮内に置かれた漏剋・鼓が天文観察用の高殿に設置されていた可能性を示唆している。

次に所在地であるが、遺存する「大内裏図」や諸記録から平安宮内中務省の東に東西二十六丈・南北二十四丈の敷地をもつ陰陽寮があったことがわかっている。発掘調査では、中務省正庁域と陰陽寮を区画する築地跡や太政官と陰陽寮の間の宮内道路（幅七丈）、陰陽寮建物の柱穴などが確認されている（『平安京提要』角川書店、1994年、『京都市埋蔵文化財研究書発掘調査報告書・平安宮中務省跡』、2010年）。

以上の文献・考古双方の根拠から、平安宮においては陰陽寮跡に緯度・経度計測ポイントを置くこととする。なお、陰陽寮跡地には、現在、案内表示が置かれているが、寮の中心は案内表示の道路を挟んだ南方の区画になるので、後者に位置を設定した。